

はじめに

京都府では、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、平成 17 年 12 月に京都府食の安心・安全推進条例（平成 17 年京都府条例第 53 号。以下「条例」という。）を制定しました。

この条例では、食の安心・安全に関する府及び食品関連事業者の責務や府民の役割を明確にするとともに、条例第 5 条の規定により食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための計画（以下「行動計画」という。）を定めることとしています。

現在の第 3 次行動計画（平成 25 年度～27 年度）においては、放射性物質に対する食品安全管理体制の強化、食の安心に向けた情報提供の強化と府民参画及び食品中の残留農薬、食品添加物等に係る監視、指導、検査など様々な取組を行っています。

次期第 4 次行動計画（平成 28 年度～30 年度）では、引き続き府民の健康の保護が最も重要であるとの基本認識の下、「農林水産京カプラン」セカンドステージなどの諸計画とともに、現在の、そして今後の「食」を取り巻く情勢の変化にも対応し、食の安心・安全の確保に関する施策や取組を積極的に推進してまいります。